

流域下水道施設維持業務仕様書

第 1 条 適 用

- 1 この仕様書は、公益財団法人三重県下水道公社（以下「公社」という。）が発注する流域下水道施設維持業務（以下「業務」という。）の施行に関し適用する。
- 2 この仕様書のほか、特記仕様書を定めたときは、その特記仕様書を優先して適用するものとする。

第 2 条 通報等

- 1 受託者は、常に監督員と連絡のとれる体制を心掛けなければならない。
- 2 受託者は、第三者から通報・連絡等があった場合は、丁寧に対応し、その内容をすみやかに監督員に報告しなければならない。

第 3 条 監督員の立会

- 1 受託者は、監督員が立会を指定した業務については、監督員の立会を得て実施するものとする。
- 2 受託者は、業務実施に当たり、監督員の立会を必要と認めたときは、監督員に立会を求めることができるものとする。

第 4 条 跡片付け

- 1 受託者は、業務が完了したときは、直ちに跡片付けおよび清掃等を行わなければならない。
- 2 業務が着手した日に完了しないときは、監督員に報告するとともに、他に危険が生じないように必要な保安施設等の措置を講じなければならない。

第 5 条 廃棄物、発生材の処理

- 1 受託者は、業務実施に伴って生ずる土砂、塵芥、アスファルト塊、汚泥、刈取った草木等の廃棄物をその責任において、関係法令を遵守し適切に処理するものとする。なお、処理にあたっては、第三者に損害および迷惑をかけないように十分注意しなければならない。
- 2 発生材は、監督員の指示により処理するものとする。
- 3 廃棄物、発生材、原則としてその日のうちに処理するものとする。

第 6 条 地下埋設箇所の施行

掘削を伴う工事の施行にあたっては、着手前に埋設物管理者および監督員と協議し、埋設物に損傷を与えないよう十分注意しなければならない。

第 7 条 出来高の確認資料

現場代理人は、業務実施にあたっては、現場写真、作業日報、その他出来高の確認に必要な資料を作成し、監督員の指示に従い提出するものとする。

第 8 条 交通規制

- 1 受託者は、業務実施にあたって交通規制を必要とするときは、あらかじめ監督員に申し出てその指示に従わなければならない。
- 2 業務実施にあたって交通に危険を及ぼすおそれがあるときは、バリケード、保安ロープ、セフテ

アイコン、赤色灯、標識等によるほか、必要に応じ交通整理員を配置して交通の安全を確保しなければならない。

第 9 条 関係機関への手続き

受託者は業務実施にあたって、監督員と協議を行い関係機関（道路管理者等）への手続き、若しくは手続きに必要な資料の提出を速やかに行わなければならない。